⑤　法第30条第１項の規定による株式の発行又は自己株式の処分の結果として同項の子会社が保有することとなる事業者の株式の数	

(注)

１．①には、公開買付けの方法により特定株式等取得をする場合に、金融商品取引法第27条の13第４項第１号に規定する条件（外国における公開買付けの方法に相当するものにあっては、これに相当するもの）を付そうとする場合における当該条件に含まれる他の株式会社の株式に係る議決権又は外国法人の株式若しくは持分若しくはこれらに類似するものに係る議決権のうち、外国における新株予約権若しくは新株予約権付社債又はこれらに類似するものに係る議決権を除いた数を記載すること。

２．②には、公開買付けの方法以外の方法により特定株式等取得をする場合に、特定株式等取得において取得する予定の他の株式会社又は外国法人の議決権の数又はその下限を記載すること。

３．公開買付けの方法により特定株式等取得をする場合（当該特定株式等取得に係る他の株式会社又は外国法人が事業者の関係事業者又は外国関係法人でない場合に限る。）において、議決権保有割合が100分の40に満たない事業者にあっては、公開買付けにおいて、議決権保有割合が100分の40以上となるように金融商品取引法第27条の13第４項第１号に規定する条件（外国における公開買付けの方法に相当するものにあっては、これに相当するもの）を付す旨を③に記載すること。

４．公開買付けの方法以外の方法により特定株式等取得をする場合（当該特定株式等取得に係る他の株式会社又は外国法人が事業者の関係事業者又は外国関係法人でない場合に限る。）において、議決権保有割合が100分の40に満たない事業者にあっては、議決権保有割合が100分の40以上となるように講ずる措置の内容を③に記載すること。

５．⑤は、特定株式等取得に際して子会社が交付する事業者の株式の数を超えない数に限られる。

別表10

事業再編に伴う特定剰余金配当株式等の金融商品取引所への上場に関する日程

①　特定剰余金配当株式等の金融商品取引所への上場に関する日程	
②　事業者の株主が特定剰余金配当により交付を受ける特定剰余金配当株式等の売却をすることが困難でない理由	

(注)　①には、金融商品取引所の名称及び上場予定日その他の特定剰余金配当株式等の金融商品取引所への上場に関する日程を記載する。また、特定剰余金配当に係る会社法第454条第１項の規定による決定に係る株主総会又は取締役会の決議において金融商品取引所が特定剰余金配当株式等をその売買のため上場することを承認したことを当該特定剰余金配当がその効力を生ずることの条件とする場合にあってはその旨、当該場合以外の場合にあってはその旨及びその理由も記載する。

様式第二十一（第13条関係）

認定事業再編計画の内容の公表

１．認定をした年月日
２．認定事業再編事業者名
３．事業再編の目標
４．事業再編の内容
５．事業再編の実施時期
６．事業再編に伴う労務に関する事項
７．その他

（記載要領）

⑴　認定事業再編事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

⑵　当該認定事業再編計画の内容に公表することが適当でない事項が含まれている場合には、当該事項に代えて、公表しない旨及びその理由を記載することができる。

様式第二十四を次のように改める。

様式第二十四（第14条関係）

変更後の認定事業再編計画の内容の公表

１．変更認定をした年月日
２．変更後の認定事業再編事業者名
３．変更事項
４．変更事項の内容

（記載要領）

⑴　認定事業再編事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

⑵　当該認定事業再編計画の内容に公表することが適当でない事項が含まれている場合には、当該事項に代えて、公表しない旨及びその理由を記載することができる。

様式第二十七を次のように改める。

様式第二十七（第16条関係）

認定事業再編計画の認定取消しの公表

１．認定取消しの年月日
２．認定を取り消された事業者名
３．認定取消しの理由

（記載要領）

１．認定取消しの理由

⑴　法第24条第２項及び第３項のうち、認定取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

⑵　事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

⑶　当該認定事業再編計画の内容に公表することが適当でない事項が含まれている場合には、当該事項に代えて、公表しない旨及びその理由を記載することができる。

様式第二十八から様式第四十三まで　削除

様式第四十七を次のように改める。

様式第四十七（第48条関係）

年度における認定事業適応計画の実施状況報告書

年　　月　　日

主務大臣　名　　殿

法人番号
住　　所
名　　称
代表者の氏名